

(参考)

○ 都道府県労働委員会の行う「個別労働関係紛争のあっせん」とは

職場において、労働者と使用者との間で、賃金、解雇、配置転換など労働条件に係りて紛争が発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働委員会において、労働問題の専門家である委員があっせん員となり（公労使三者構成等）、紛争を解決する制度を、「個別労働関係紛争のあっせん」という。

※1 各都道府県労働委員会で名称・制度内容・処理方法は異なる。

※2 個別労働関係紛争のあっせん制度は、平成13年10月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき始められた。

他の個別労働関係紛争処理制度に比べ、次の5点が特色とされている。

- ① 労使委員があっせん手続きの当初から関与することによって、当初不参加であった相手方が参加に応諾することも多く、相手方の参加率が高い
- ② 公労使三者構成の委員によるきめ細かな調整が行われ、高い解決率を実現
- ③ 1ヵ月以内で約7割、2ヵ月以内で約9割が終結、など迅速な解決が実現
- ④ 1回目のあっせんで不調であっても、2回目、3回目の粘り強い調整があり得る
- ⑤ 無料である（弁護士等は不要）

（出典：「個別紛争処理制度委員会 最終報告書」）

	新規係属件数		解決率	処理期間		
				1ヵ月以内	1ヵ月超 2ヵ月以内	2ヵ月超
16年度	318	(対前年度)	67.8%	65.8%	26.6%	7.6%
17年度	294	(△7.5%)	61.8%	54.6%	29.1%	16.3%
18年度	300	(2.0%)	65.0%	65.6%	28.0%	6.4%
19年度	375	(25.0%)	64.4%	68.2%	27.9%	3.9%
20年度	481	(28.3%)	61.0%	59.5%	28.8%	11.7%

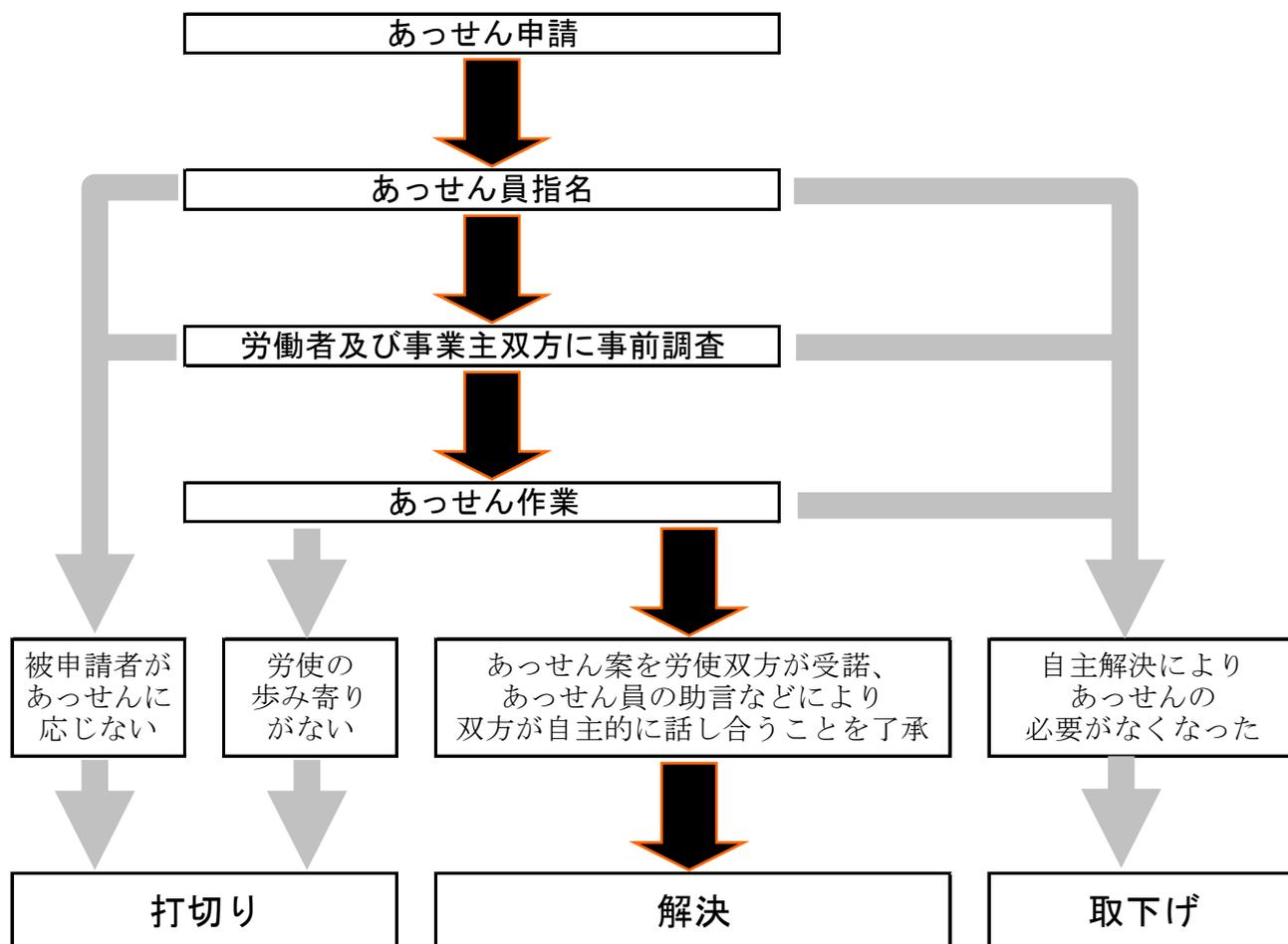
（注1）解決率は、取下げ等を除く終結件数に対する解決件数の比率。

（注2）処理期間は「申請書受付日～終結日」で計算。

○ 個別労働関係紛争のあっせんの流れを図示すると、以下のとおり。

ここでは大まかな例を掲載している。

※ 各都道府県労働委員会で名称・制度内容・処理方法は異なる。



個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年七月十一日法律第百十二号）

（地方公共団体の施策等）

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとする。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の施策として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会は、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

○ 個別労働関係紛争のあっせんに関する詳しい情報は、中央労働委員会ホームページの「個別労働関係紛争のあっせん」コーナーをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>